

令和8年度大阪市安全なまちづくり推進協議会活動実施計画

1 基本目標

市民・事業者・大阪市・大阪府・大阪府警察等関係機関が一体となって、犯罪防止に向けた市民運動を展開し、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めることを基本目標とする。

2 基本方向

基本目標を達成するため、次の基本方向に沿った活動を展開する。

- (1) 市民の自主防犯意識の高揚を図るための効果的な広報・啓発活動の推進
- (2) 地域における防犯活動の推進
- (3) 各構成団体と連携した事業の推進

3 令和8年度活動取組重点

- (1) 子供や女性を狙った犯罪の被害防止
- (2) 特殊詐欺の被害防止
- (3) 自動車を狙った犯罪の被害防止

4 活動実施計画

- (1) 自主防犯意識の高揚と自主防犯行動の促進

防犯キャンペーン等の各種イベント、出前講座、各団体の発行する広報誌等あらゆる機会を通じて、犯罪の発生状況や犯罪被害防止に関する情報のタイムリーな発信、特殊詐欺被害防止に有効な「ＡＴＭで携帯電話を使用しない、させない」気運の醸成に取り組み、市民の自主防犯意識の高揚と自主防犯行動の促進を図る。

- (2) 特殊詐欺被害防止に向けた対策の推進

特殊詐欺を未然に防止するための、防犯機能付電話機等の普及促進、国際電話の利用休止申込みの促進、警察庁推奨アプリの利用勧奨等、犯人からの電話を直接受けないための対策を推進する。

- (3) 市民や関係機関と連携した防犯環境整備の促進

市民や関係機関等と連携するとともに、犯罪抑止に向け、地域の特性や実情に応じて、防犯カメラを設置するなど、より効果的な防犯環境整備を実施することにより市民の安心感の醸成を図る。

- (4) 少年非行防止に向けた取組の推進

少年非行防止・健全育成のため、市民や関係機関等と社会を挙げた取組により、学校外における児童生徒への指導や声かけなどの街頭補導活動、立ち直り支援活動及び青少年の健全育成を阻害する有害環境の浄化を図る。